

東久留米の図書館を考える



発行者：東久留米の図書館を考える会

特集！ 住民監査請求が問うもの ～指定管理者制度を検証する～

指定管理期間の終了と事業者の交代を契機に、私たちは過去5年間の市立図書館の指定管理料や運営が適切だったのかについて2度にわたる住民監査請求を行いました。しかし、請求は内容審査に進むことなく、「却下」という結果となりました。

なぜ監査請求を行ったのか。なぜ検証が必要なのか。そして、なぜ実質的な監査に至らなかったのか。今回の経過を振り返りながら、指定管理者制度による市立図書館の運営について考えます。 (*)住民監査請求書と「却下」の通知は、会のホームページに掲載しています。

【請求1回目】

令和8年2月8日
住民監査請求を提出



要件審査開始



令和8年3月18日
「却下」通知



監査は実施されず

【請求2回目】

令和8年4月27日
住民監査請求を提出



要件審査開始



令和8年5月25日
「却下」通知



監査は実施されず

なぜ住民監査請求を行ったのか

住民監査請求は、住民が自治体の財務運営をチェックし、違法・不当な支出や運営について監査を求められることができる制度で、行政運営の透明性を高め、適正な運営につなげる役割があります。

今回、私たちが住民監査請求を提出した理由は、過去の運営を問いただすこと自体にあるものではありません。指定管理期間が終了し、事業者が交代した今だからこそ、この5年間の運営や指定管理料のあり方が適切だったのかを検証し、その結果を今後の制度運営に活かす必要があると考えたからです。

指定管理料の支出は適正だったのか

指定管理料は公金であり、制度への信頼を維持するためにも、支出内容や積算、運営実績との関係について客観的な検証と説明が不可欠のはずです。しかし、指定管理期間中に事業者から提出された収支報告を見ると、複数年度にわたり収支差額がゼロと報

告されていたことや、人件費が各年度で同額となっていたことなどが判明し、実際の運営状況をどのように反映したものなのか、検証を要すると考えられるのにも関わらず、行政側から明らかにされることはありませんでした。無論これらの数値だけで直ちに問題があるとは言えません。しかし、こうした状況に対して確認や説明が行われなければ、市民からは、いわばブラックボックスの中に置かれているようにも感じられます。

なぜ監査に至らなかったのか

今回の住民監査請求は、請求内容の当否が判断される前の段階で却下されたため、請求で提起した論点について、実質的な監査や検証が行われていません。

市は、地方自治法第242条および最高裁判例を根拠に、「請求要件を満たしていない」と判断したとしています。しかし、市民の立場から見れば、なぜ監査に進まなかったのか、どの要件をどのような理由で満たさないと判断したのかという疑問が残ります。

私たちが求めているのは、法令名や判例名そのものではありません。なぜその規定や判例が当てはまると判断したのか、その理由と考え方が理解できる形で示されることにあります。

制度への問いは終わっていない

住民監査請求制度は、住民が自治体の財務運営を監視し、その適正な運営を求めるための制度であり、地方自治における重要な住民参加の仕組みの一つです。

今回の住民監査請求は却下となり、請求内容の監査には至りませんでした。しかし、市立図書館の運営に関する疑問や課題が解消されたわけではありません。

むしろ、指定管理期間が終了し、一つの区切りを迎えた今だからこそ、これまでの運営を振り返り、成果と課題を検証する必要があると考えます。

今、改めて問い直したいことがあります。

- 指定管理料の積算は、実際の運営実態と整合していたのか。
- 事業者の収支報告は実態を反映した内容であったのか。
- 市はどのように管理・監督・検証をしていたのか。
- 住民サービスの向上という制度の目的は達成されたのか。
- 経費節減は実現されたのか。
- 市民が検証できるだけの情報公開と説明は十分であったのか。
- 次の指定管理期間に、今回の経験や課題はどう反映されるのか。

市民の声は聞こえますか

市は、ホームページ上で住民監査請求の実施状況を『これまでの該当なし』と掲載しています。『該当なし』とは何を意味するのでしょうか。請求そのものが存在しなかったのか、それとも実質的な監査に至った請求がなかったのか。

住民監査請求は、結果として請求が認められるか、却下されるかは制度の一部であるので、どちらの結論もあり得ます。しかし、その経過や判断が公表されなければ、市民から寄せられた問題提起そのものが見えなくなり、結果として、市民が制度を通じて投げかけた問いや関心は存在しなかったように扱われたことに等しいこととなります。

情報公開の理念に照らすならば、却下された請求であっても、そこに至る判断は市民に見える形で残されるべきではないでしょうか。

後記 カフカの長編小説に『城』という作品がある。物語は、主人公Kが村に現れ、城への道を求めるが、理由の見えない手続きや対応に阻まれ続けるというものである。そこには複雑な仕組みと、理解できない壁が立ちはだかっている。▼学生時代に読んだ覚えはあるものの、ほとんどはすでに記憶のはるか彼方である。▼今回の監査請求において、判断に至る過程が十分に示されないまま、監査に進むことなく入口で立ち止まざるを得なくなったとき、ふと「門前払い」という言葉が頭をよぎった。そして、『城』に描かれた世界を思い起こした。

